



県章

滋賀県公報

令和2年(2020年)
10月30日
第153号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次 (※印は、県例規集に搭載するもの)

○ 告 示

- ※鳥獣保護区の存続期間の更新(自然環境保全課) 1
- ※鳥獣保護区特別保護地区の指定(自然環境保全課) 3
- ※特定猟具使用禁止区域の指定(自然環境保全課) 4
- 保安林予定森林の通知(森林保全課) 6
- 保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課) 7
- 道路区域の変更(道路保全課) 8
- 道路の供用開始(道路保全課) 9
- 土砂災害警戒区域の指定(砂防課) 9
- 土砂災害特別警戒区域の指定(砂防課) 12
- 都市計画事業の変更の認可(都市計画課) 15

○ 公 告

- 彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事の意見の公告(環境政策課) 16
- 争議行為の通知公告(労働雇用政策課) 16
- 県営土地改良事業変更計画決定公告(耕地課) 17
- 公共測量実施公告(監理課) 17
- 都市計画変更の図書の写しの縦覧公告(都市計画課) 17
- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(住宅課) 18
- 一般競争入札の公告(下水道課) 18
- 落札者決定の公告(事業課) 23

○ 健康福祉事務所告示

- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の事業所の所在地変更の届出(湖東) 24

○ 土木事務所公告

- 都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告(東近江) 24

告 示

滋賀県告示第410号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第7項ただし書の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区の存続期間を更新する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 沓掛鳥獣保護区

- (1) 名称 沓掛鳥獣保護区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 340ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当地区は琵琶湖の最北端に位置し、福井県境とも接しており渡り鳥のルートとして重要な地域にある。林相はスギ・ヒノキ等の人工林が大半をしめるが、人工林以外は大半が広葉樹林であり、人工林内にも広葉樹の群生地が点在している。また、積雪の多い地域ではあるが、暖帯と温帯の接地帯にあるため植物の種類も多く、生息する鳥獣も多種にわたっており森林性鳥類の重要な生息地となっている。このことから引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針 当該地域において有害鳥獣による農林水産物等への被害が発生した場合は、有害鳥獣捕獲許可制度の運用により捕獲を行い、被害防止に努める。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区

(1) 名称 鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 262ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該地域は、高島市の南端部に位置し、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく琵琶湖国定公園の第1種特別地域および第3種特別地域が設定されるなど自然豊かな区域である。このため、当該区域は主として森林性鳥類の重要な生息地となっており、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

3 鈴鹿国定公園鳥獣保護区

(1) 名称 鈴鹿国定公園鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 5,405ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 大規模生息地の保護区

イ 指定目的 当該地域は、滋賀県と三重県の境をなしている鈴鹿山系の鈴鹿国定公園内に位置し、コナラの広葉樹林等この地域を代表する森林植生が含まれている地域である。このような自然環境を反映して、イヌワシ・クマタカ・ニホンカモシカ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類をはじめ多様な鳥獣が生息している。したがって、引き続き鳥獣保護区に指定し当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。また、保護区内およびその周辺で農林水産業の被害が発生した場合は、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

4 青土ダム鳥獣保護区

(1) 名称 青土ダム鳥獣保護区

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 106ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(5) 鳥獣保護区の保護に関する指針

ア 指定区分 身近な鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該地域は、甲賀市土山町のほぼ中央に位置し、昭和63年に供用開始となった青土ダムを中心とした地域である。周囲の林相はスギ・ヒノキの植林地が大半であるが、ダム周辺には広く広葉樹も見られ、ダム周辺はキャンプ場などが整備されている。また、冬期には水鳥も飛来し、人と自然のふれあいの場として最適の環境といえる。したがって、鳥獣保護思想の普及啓発のみならず、野生鳥獣の保護繁殖の拠点として最適の地域であるため、引き続き鳥獣保護区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図る。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第411号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号。以下「法」という。)第29条第1項の規定に基づき、次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 沓掛鳥獣保護区特別保護地区

- (1) 名称 沓掛鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 51ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (5) 特別保護地区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当地区は、長浜市西浅井町北部の福井県境と接する地域に位置し、広葉樹と針葉樹が混在して広がる自然豊かな区域で、渡り鳥の飛来経路ともなっている。このような環境を反映して、多種多様な植物、鳥獣等が生息している。特に、当該鳥獣保護区の中でも特別保護地区の区域は、周辺がコナラ等を中心とした二次植生や人工林を中心とした植生であるものの、県有林であり整備が行き届いており、また周辺に比べて高齢の人工林であることから、針葉樹の下層に広葉樹の亜高木が広がる多様性に富んだ植生となっているため、ヒヨドリなど身近な鳥獣が多数採食、繁殖を行っているほか、滋賀県レッドデータブック2015年版において希少種に指定されているツツドリ・ホトトギス・クロツグミ・ヤブサメ・オオルリ・サンショウクイ・キビタキ等も採食、繁殖を行っており、他の区域に比べて森林性鳥類の生息に適しており、非常に重要な生息地となっている。このため、当該区域は、沓掛鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針 利用者による鳥獣への影響や違法捕獲防止のため、県職員や鳥獣巡視員による巡視に努めるとともに、関係市町や関係機関との連携を図り、その対応に当たる。また、ニホンジカによる森林被害については、防護柵やテープ巻き等の適切な防除を実施するとともに、必要に応じ有害鳥獣捕獲を実施する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区

- (1) 名称 鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 107ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
- (5) 特別保護地区の保護に関する指針

ア 指定区分 森林鳥獣生息地の保護区

イ 指定目的 当該地域は高島市の南端部に位置し、自然公園法(昭和32年法律第161号)に基づく琵琶湖国定公園の第1種特別地域および第3種特別地域が設定されるなど自然環境が豊かな区域である。このため、当該区域は主として森林性鳥類の重要な生息地となっており、鹿ヶ瀬・黒谷鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針 鳥獣の生息地の環境を適切に保持し、鳥獣の生息環境に著しい影響を及ぼすことのないよう留意する。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

3 鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区

- (1) 名称 鈴鹿国定公園鳥獣保護区特別保護地区
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 233ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(5) 特別保護地区の保護に関する指針

ア 指定区分 大規模生息地の保護区

イ 指定目的 当地区は、滋賀県と三重県の境をなしている鈴鹿山系の鈴鹿国定公園内に位置し、コナラやブナの広葉樹林等、この地域を代表する森林植生が含まれる地域である。このような自然環境を反映して、イヌワシ、クマタカ、ニホンカモシカ等行動圏が広域に及ぶ大型哺乳類や猛禽類をはじめ多様な鳥獣が生息している。

特に当該鳥獣保護区の中でも、特別保護地区の区域は、周辺がコナラ等を中心とした二次植生や人工林が多いのに対し、特別保護地区内には、ブナ等の広葉樹と針葉樹が混在しており、また高標高地には自然低木群落があるなど、多様な自然が多く残されていることから、他の区域に比べ、猛禽類や大型哺乳動物を含む多様な生物の生息に適しており、中核的な区域となっている。このため、当該区域は、鈴鹿国定公園鳥獣保護区の中でも特に保護を図る必要がある区域であると認められることから、法第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣およびその生息地の保護を図るものである。

ウ 管理方針 鳥獣を驚かすような人の不用意な行動、ゴミの散乱等による鳥獣の生息への影響を防止するために、関係市、関係団体等と連携協力した普及啓発活動等に取り組む。

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第412号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項の規定に基づき、次のとおり特定猟具使用禁止区域を指定する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 永源寺特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 永源寺特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 121ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

2 日野町特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 日野町特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 1,084ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

3 くつきの森特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 くつきの森特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 156ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

4 日野川内古川特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 日野川内古川特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 18ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

5 近江八幡市津田特定猟具使用禁止区域

(1) 名称 近江八幡市津田特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)

(2) 区域 次の図のとおり

(3) 面積 33ヘクタール

(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

6 愛郷の森特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 愛郷の森特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 165ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

7 甲賀町大原上田特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 甲賀町大原上田特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 270ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

8 甲賀町余野特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 甲賀町余野特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 71ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

9 栗東市野洲川特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 栗東市野洲川特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 70ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

10 上鈎池特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 上鈎池特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 8ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

11 虎姫駅西地域特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 虎姫駅西地域特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 41ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

12 布施溜池特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 布施溜池特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 32ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和7年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

13 米原市上野・弥高特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 米原市上野・弥高特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
- (2) 区域 次の図のとおり
- (3) 面積 33ヘクタール
- (4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで

(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

14 白鳥川土田特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 白鳥川土田特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 面積 15ヘクタール
(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

15 田中平町特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 田中平町特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 面積 7ヘクタール
(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

16 長浜市細江町特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 長浜市細江町特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 面積 5ヘクタール
(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

17 甲良町大字池寺・長寺特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 甲良町大字池寺・長寺特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 面積 124ヘクタール
(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

18 甲良町大字池寺字横枕特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 甲良町大字池寺字横枕特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 面積 2ヘクタール
(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和5年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

19 野洲市野洲川北流跡地特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 野洲市野洲川北流跡地特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 面積 16ヘクタール
(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

20 栗東市東部特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 栗東市東部特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 面積 319ヘクタール
(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

21 岡野調整池特定猟具使用禁止区域

- (1) 名称 岡野調整池特定猟具使用禁止区域(銃器を対象としたもの)
(2) 区域 次の図のとおり
(3) 面積 34ヘクタール
(4) 存続期間 令和2年11月1日から令和12年10月31日まで
(「次の図」は省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部自然環境保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。)

滋賀県告示第413号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知

があった。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 保安林予定森林の所在場所 東近江市尻無町字布引山1436(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および東近江市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第414号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 長浜市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源^{かん}の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および長浜市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第415号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

精神通院医療機関

名 称	所 在 地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
調剤薬局ツルハドッグ大津石山店	大津市大平二丁目1-5	薬局	田中章友	令和2.9.1
エリー薬局南草津店	草津市南草津五丁目6-1	薬局	磯部恵理子	令和2.9.1
みやもと薬局草津店	草津市平井一丁目15番31号	薬局	宮本晃洋	令和2.9.1
甲賀れいめい薬局	甲賀市水口町泉1300番地4	薬局	岡野英三	令和2.9.1
クスリのアオキ平方薬局	長浜市平方町328番地	薬局	岩崎雄一	令和2.9.1
スギ薬局南郷店	大津市南郷一丁目5番1号	薬局	茅野沙也加	令和2.10.1
ウエルシア薬局草津野路店	草津市野路四丁目4-1	薬局	瀬口優里英	令和2.10.1
ウエルシア薬局東近江沖野店	東近江市沖野四丁目1-7	薬局	内田絢子	令和2.10.1
ウエルシア薬局近江八幡多賀	近江八幡市多賀町460番地	薬局	伊東優一	令和2.10.1

町店				
のぞみ薬局賀田山店	彦根市賀田山町1410-4	薬局	宇野妃美	令和2.10.2

滋賀県告示第416号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第54条第2項の指定自立支援医療機関として、次のものを指定した。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

更生医療機関および育成医療機関

自立支援医療の種類	名称	所在地	医療の種類	医師等の氏名	指定年月日
更生医療・育成医療	みやもと薬局草津店	草津市平井一丁目15番31号	薬局	宮本晃洋	令和2.9.1
更生医療・育成医療	エリー薬局南草津店	草津市南草津五丁目6-1	薬局	磯部恵理子	令和2.9.1
更生医療・育成医療	甲賀れいめい薬局	甲賀市水口町泉1300番地4	薬局	岡野英三	令和2.9.1
更生医療・育成医療	クスリのアオキ平方薬局	長浜市平方町328番地	薬局	岩崎雄一	令和2.9.1

滋賀県告示第417号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、令和2年10月30日から令和2年11月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

道路の種類	路線名	道路の区域				
		区間	変更の前後の別	敷地の幅員	延長	備考
県道	外八日市線	東近江市中戸町字宝田494番5地先から	変更後	最小 10.2m く 最大 18.8m	93.7m	道路改良工事(側道橋新設)に伴う道路区域の変更
		東近江市鯉江町字安林1184番7地先まで	変更前	最小 6.7m く 最大 9.6m	93.7m	
	中河内木之本線	長浜市余呉町菅並字東縄手614番地先から 長浜市余呉町菅並字東縄手699	変更後	最小 7.9m く 最大 21.5m	540.2m	旧道区間の長浜市への移管(令和2.11.1)に伴う道路区域の変更 なお、現道の供用は従前のとおり
			変更前	最小 7.9m く 最大	540.2m	

	番2地先まで	21.5m	
		最小 3.6m	737.7m
		最大 25.4m	

滋賀県告示第418号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

この関係図面は、令和2年10月30日から令和2年11月13日まで滋賀県土木交通部道路保全課において一般の縦覧に供する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

路線名	供用開始の区間	供用開始の年月日	備考
外八日市線	東近江市中戸町字宝田494番5地先から 東近江市鯉江町字安林1184番7地先まで	令和2.10.30 9時	L=93.7m
日野徳原線	蒲生郡日野町大字三十坪字野辺1767番1地先から 蒲生郡日野町大字内池字澤代1639番1地先まで	令和2.11.1	L=962.3m
川合千田線	長浜市木之本町千田字小田863番2地先から 長浜市木之本町千田字小田1241番地先まで	令和2.11.2 15時	L=17.6m

滋賀県告示第419号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
佐久良川支流(2) 1383107	蒲生郡日野町大字原	次の図のとおり	土石流
砂川支流(2) 3383129	蒲生郡日野町大字上駒月	次の図のとおり	土石流
砂川支流(3) 2383130	蒲生郡日野町大字上駒月	次の図のとおり	土石流
砂川支流(4) 1383126	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	土石流
砂川支流(5) 2383131	蒲生郡日野町大字上駒月	次の図のとおり	土石流
日野川支流(3) 1383121	蒲生郡日野町大字木津	次の図のとおり	土石流
南砂川支流(1) 2383119	蒲生郡日野町大字鎌掛	次の図のとおり	土石流
出雲川支流(1) 1383110	蒲生郡日野町大字音羽	次の図のとおり	土石流
勝手谷川支流 1383113	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	土石流
日野川支流(4) 2383199	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	土石流
日野川支流(5) 2383198	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	土石流
日野川支流(6) 3383115	蒲生郡日野町大字平子	次の図のとおり	土石流
北脇(8) I-4303	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北脇(9) I-4305	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北脇(10) I-4309	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北脇(11) I-4310	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北脇(12) I-4311	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北脇(13) I-4498	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

北脇(14) I-4302	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
北脇(15) I-4494	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中在寺(2) III-4307	蒲生郡日野町大字中在寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥之池(4) I-4313	蒲生郡日野町大字奥之池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥之池(5) I-4314	蒲生郡日野町大字奥之池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥之池(6) III-4312	蒲生郡日野町大字奥之池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐久良(5) II-4317	蒲生郡日野町大字佐久良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
佐久良(6) I-4321	蒲生郡日野町大字佐久良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安部居(4) I-4318	蒲生郡日野町大字安部居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安部居(5) I-4319	蒲生郡日野町大字安部居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
安部居(6) I-4320	蒲生郡日野町大字安部居	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鳥居平(7) I-4322	蒲生郡日野町大字鳥居平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杣(1) III-4325	蒲生郡日野町大字杣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杣(2) I-4326	蒲生郡日野町大字杣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杣(3) I-4324	蒲生郡日野町大字杣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中之郷(11) II-4330	蒲生郡日野町大字中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
奥師(5) II-4331	蒲生郡日野町大字奥師	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小野(3) II-4334	蒲生郡日野町大字小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
川原(1) I-4335	蒲生郡日野町大字川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉(1) III-4336	蒲生郡日野町大字杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
杉(2) I-4337	蒲生郡日野町大字杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
原(1) I-4339	蒲生郡日野町大字原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西明寺(4) III-4340	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西明寺(5) II-4342	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西明寺(6) II-4343	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
西明寺(7) III-4497	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村井(5) III-4344	蒲生郡日野町大字村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村井(6) I-4407	蒲生郡日野町大字村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
村井(7) I-4398	蒲生郡日野町大字村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾(10) I-4346	蒲生郡日野町大字松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾(11) I-4349	蒲生郡日野町大字松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
松尾(12) I-4493	蒲生郡日野町大字松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山西(1) II-4353	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
中山東(1) I-4357	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田(4) I-4359	蒲生郡日野町大字豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田(5) III-4358	蒲生郡日野町大字中山・豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田(6) I-4360	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
豊田(7) II-4361	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
徳谷(1) II-4362	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
徳谷(2) III-4363	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(11) III-4368	蒲生郡日野町大字別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
別所(12) II-4367	蒲生郡日野町大字別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下迫(1) III-4370	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下迫(2) I-4372	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下迫(3) III-4373	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下迫(4) II-4374	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下迫(5) III-4492	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下迫(6) III-4375	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

上迫(1) III-4377	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上迫(2) II-4378	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上迫(3) II-4379	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深山口(5) I-4376	蒲生郡日野町大字深山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
深山口(6) II-4380	蒲生郡日野町大字深山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下駒月(9) I-4382	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下駒月(10) III-4383	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下駒月(11) III-4495	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
下駒月(12) I-4384	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
上駒月(8) II-4387	蒲生郡日野町大字上駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
清田(4) III-4388	蒲生郡日野町大字清田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尻(1) I-4389	蒲生郡日野町大字寺尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
寺尻(2) III-4390	蒲生郡日野町大字寺尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
木津(2) I-4491	蒲生郡日野町大字木津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌掛(3) I-4396	蒲生郡日野町大字鎌掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌掛(4) III-4397	蒲生郡日野町大字鎌掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
鎌掛(5) I-4393	蒲生郡日野町大字鎌掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小井口(5) I-4399	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小井口(6) I-4400	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小井口(7) III-4401	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小井口(8) II-4405	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小井口(9) I-4402	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
音羽(1) III-4412	蒲生郡日野町大字音羽	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵王(2) III-4413	蒲生郡日野町大字蔵王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵王(3) I-4414	蒲生郡日野町大字蔵王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
蔵王(4) I-4415	蒲生郡日野町大字蔵王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野(7) I-4417	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野(8) III-4418	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野(9) III-4499	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野(10) I-4421	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野(11) III-4419	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野(12) III-4496	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
熊野(13) I-4422	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第420号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第7条第1項の規定により、土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
足洗川支流(4) 3384101	蒲生郡竜王町大字鏡	次の図のとおり	土石流
前川支流 1384102	蒲生郡竜王町大字山面	次の図のとおり	土石流
善光寺川支流(1) 3384103	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	土石流
善光寺川支流(2) 3384104	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	土石流
善光寺川支流(3) 3384105	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	土石流

善光寺川支流(4) 3384106	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	土石流
嶽川支流 1384111	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	土石流
鏡(2) I-4300	蒲生郡竜王町大字鏡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山面(1) I-4301	蒲生郡竜王町大字山面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師(3) III-4304	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師(4) III-4306	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
薬師(5) I-4329	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小口(3) III-4308	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小口(4) II-4315	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小口(5) II-4316	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小口(6) III-4323	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小口(7) III-4327	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小口(8) III-4328	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小口(9) I-4351	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
小口(10) I-4352	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山中(6) III-4332	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山中(4) II-4338	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山中(3) I-4333	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山中(5) I-4341	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山之上(1) I-4343	蒲生郡竜王町大字山之上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山之上(2) I-4345	蒲生郡竜王町大字山之上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山之上(3) I-4347	蒲生郡竜王町大字山之上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山之上(4) I-4348	蒲生郡竜王町大字山之上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊
山之上(5) III-4350	蒲生郡竜王町大字山之上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課および滋賀県東近江土木事務所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第421号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
佐久良川支流(2) 1383107	蒲生郡日野町大字原	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
砂川支流(2) 3383129	蒲生郡日野町大字上駒月	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
砂川支流(3) 2383130	蒲生郡日野町大字上駒月	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
砂川支流(4) 1383126	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
砂川支流(5) 2383131	蒲生郡日野町大字上駒月	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
日野川支流(3) 1383121	蒲生郡日野町大字木津	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
南砂川支流(1) 2383119	蒲生郡日野町大字鎌掛	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり

北脇(8) I-4303	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北脇(9) I-4305	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北脇(10) I-4309	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北脇(11) I-4310	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北脇(12) I-4311	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北脇(13) I-4498	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北脇(14) I-4302	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
北脇(15) I-4494	蒲生郡日野町大字北脇	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥之池(4) I-4313	蒲生郡日野町大字奥之池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥之池(5) I-4314	蒲生郡日野町大字奥之池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥之池(6) III-4312	蒲生郡日野町大字奥之池	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐久良(5) II-4317	蒲生郡日野町大字佐久良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
佐久良(6) I-4321	蒲生郡日野町大字佐久良	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鳥居平(7) I-4322	蒲生郡日野町大字鳥居平	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杣(3) I-4324	蒲生郡日野町大字杣	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中之郷(11) II-4330	蒲生郡日野町大字中之郷	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
奥師(5) II-4331	蒲生郡日野町大字奥師	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小野(3) II-4334	蒲生郡日野町大字小野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
川原(1) I-4335	蒲生郡日野町大字川原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉(1) III-4336	蒲生郡日野町大字杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
杉(2) I-4337	蒲生郡日野町大字杉	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
原(1) I-4339	蒲生郡日野町大字原	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西明寺(5) II-4342	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西明寺(6) II-4343	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
西明寺(7) III-4497	蒲生郡日野町大字西明寺	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村井(5) III-4344	蒲生郡日野町大字村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
村井(7) I-4398	蒲生郡日野町大字村井	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松尾(10) I-4346	蒲生郡日野町大字松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
松尾(11) I-4349	蒲生郡日野町大字松尾	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山西(1) II-4353	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
中山東(1) I-4357	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
豊田(4) I-4359	蒲生郡日野町大字豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
豊田(5) III-4358	蒲生郡日野町大字中山・豊田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
豊田(6) I-4360	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
豊田(7) II-4361	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
徳谷(1) II-4362	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
徳谷(2) III-4363	蒲生郡日野町大字中山	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
別所(11) III-4368	蒲生郡日野町大字別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

別所(12) II-4367	蒲生郡日野町大字別所	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下迫(1) III-4370	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下迫(2) I-4372	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下迫(3) III-4373	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下迫(4) II-4374	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下迫(5) III-4492	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下迫(6) III-4375	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上迫(1) III-4377	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上迫(2) II-4378	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上迫(3) II-4379	蒲生郡日野町大字迫	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深山口(5) I-4376	蒲生郡日野町大字深山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
深山口(6) II-4380	蒲生郡日野町大字深山口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下駒月(9) I-4382	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下駒月(10) III-4383	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下駒月(11) III-4495	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
下駒月(12) I-4384	蒲生郡日野町大字下駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
上駒月(8) II-4387	蒲生郡日野町大字上駒月	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
清田(4) III-4388	蒲生郡日野町大字清田	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
寺尻(2) III-4390	蒲生郡日野町大字寺尻	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
木津(2) I-4491	蒲生郡日野町大字木津	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鎌掛(3) I-4396	蒲生郡日野町大字鎌掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鎌掛(4) III-4397	蒲生郡日野町大字鎌掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
鎌掛(5) I-4393	蒲生郡日野町大字鎌掛	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小井口(5) I-4399	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小井口(6) I-4400	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小井口(7) III-4401	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小井口(9) I-4402	蒲生郡日野町大字小井口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵王(2) III-4413	蒲生郡日野町大字蔵王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵王(3) I-4414	蒲生郡日野町大字蔵王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
蔵王(4) I-4415	蒲生郡日野町大字蔵王	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
熊野(7) I-4417	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
熊野(8) III-4418	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
熊野(9) III-4499	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
熊野(10) I-4421	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
熊野(11) III-4419	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
熊野(12) III-4496	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
熊野(13) I-4422	蒲生郡日野町大字熊野	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県東近江土木事務所および日野町役場に備え

置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第422号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律第57号)第9条第1項の規定により、土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

区域の名称	区域の所在地	区域の表示	土砂災害の発生原因となる自然現象の種類	衝撃に関する事項
前川支流 1384102	蒲生郡竜王町大字山面	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
善光寺川支流(2) 3384104	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
善光寺川支流(3) 3384105	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
善光寺川支流(4) 3384106	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
嶽川支流 1384111	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	土石流	次の図のとおり
鏡(2) I-4300	蒲生郡竜王町大字鏡	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山面(1) I-4301	蒲生郡竜王町大字山面	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬師(4) III-4306	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
薬師(5) I-4329	蒲生郡竜王町大字薬師	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小口(4) II-4315	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小口(6) III-4323	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小口(7) III-4327	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小口(8) III-4328	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小口(9) I-4351	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
小口(10) I-4352	蒲生郡竜王町大字小口	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山中(6) III-4332	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山中(4) II-4338	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山中(3) I-4333	蒲生郡竜王町大字山中	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山之上(1) I-4343	蒲生郡竜王町大字山之上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山之上(2) I-4345	蒲生郡竜王町大字山之上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり
山之上(3) I-4347	蒲生郡竜王町大字山之上	次の図のとおり	急傾斜地の崩壊	次の図のとおり

(「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県土木交通部砂防課、滋賀県東近江土木事務所および竜王町役場に備えて置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第423号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第63条第1項の規定に基づき、平成26年滋賀県告示第284号で認可した甲賀都市計画道路事業の事業計画の変更を令和2年10月30日に認可したので、同条第2項において準用する同法第62条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 施行者の名称 甲賀市
- 2 都市計画事業の種類および名称 甲賀都市計画道路事業 都市計画道路3・5・304号甲南駅前線および8・7・1号甲南駅南北線ならびに都市計画交通広場1号甲南駅北口駅前広場

3 事業施行期間 平成26年5月26日から令和4年3月31日まで

4 事業地

- (1) 取用の部分 変更なし
 (2) 使用の部分 変更なし

公 告

彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業に係る計画段階環境配慮書に対する知事の意見の公告

彦根愛知犬上広域行政組合 管理者 大久保貴(以下「事業者」という。)から送付のあった彦根愛知犬上地域新ごみ処理施設整備事業(以下「本事業」という。)に係る計画段階環境配慮書について、滋賀県環境影響評価条例(平成10年滋賀県条例第40号)第5条の6第1項の規定に基づき、事業者に対して環境の保全の見地からの意見を令和2年10月22日に述べたので、同条第6項の規定に基づき公告する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

本事業に係る計画段階環境配慮書に対する環境の保全の見地からの意見については、次のとおりである。
 本意見に対する検討の経緯および内容については、環境影響評価方法書以降の図書に適切に記載すること。

1 一般的事項

- (1) 今後の手続を進めるに当たっては、周辺の地域住民等に対して積極的な情報提供や説明を行うなど、本事業の内容を丁寧に周知・説明して理解を得るよう努めること。
- (2) 焼却施設、リサイクル施設の処理方式および処理フロー、事業実施想定区域周辺での道路整備計画を踏まえた関係車両の走行ルート等、本事業の内容を方法書に具体的に示すこと。なお、計画段階環境配慮書における複数案から当該事業に至った経緯についても記述すること。
- (3) 方法書以降の手続において、動物・植物や文化財等の計画段階配慮事項に選定されていない環境要素に係る項目を適切に追加し、調査、予測および評価を行うこと。その際、琵琶湖国定公園区域である荒神山、有形文化財の荒神山神社遥拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接している地域特性に留意すること。
- (4) 計画段階環境配慮書に係る記述内容に、不十分または不適切な点がみられたことから、方法書以降の図書の作成に当たっては、使用する文献やデータの出典元に誤りが無いこと等を確認すること。
- (5) 事業実施想定区域の一部が土砂災害警戒区域および洪水浸水想定区域(愛知川・宇曾川)に指定されていることから、大雨による土石流、浸水等の自然災害への対策を十分講ずることにより、災害に配慮した施設となるよう検討すること。
- (6) 滋賀県の「しがCO₂ネットゼロ」ムーブメントの推進や資源の有効活用の観点から、サーマルリサイクルやマテリアルリサイクルに関する技術を積極的に導入する等、地域における循環型社会の形成に資する施設となるよう検討すること。

2 個別的事項

- (1) 大気質 焼却方式や排ガス処理方法等、焼却施設の内容を明確にするとともに、排ガスの諸元を適切に設定し、事業実施想定区域に荒神山が近接する等の地勢、煙突周辺の建物形状や気象条件を十分に考慮したうえで調査、予測および評価を行うこと。
- (2) 騒音・振動 焼却施設やリサイクル施設の内容および本事業に係る関係車両の走行ルートや通行量等を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。
- (3) 動物・植物 事業実施想定区域およびその周辺には、耕作されていない水田等の湿地や水路が存在していることから、これらの環境に生息または生育する水生生物や湿生植物に係る調査地点を適切に設定し、調査、予測および評価を行うこと。
- (4) 景観 事業実施想定区域は彦根市景観計画における「田園集落ゾーン」に位置していることから、当該計画の趣旨を踏まえた施設内容や調査地点を設定し、調査、予測および評価を行うこと。

その際、荒神山、荒神山神社遥拝殿、地域の集落等が事業実施想定区域に近接していることに留意するとともに、周辺からの眺望景観についても十分な予測および評価を行えるよう調査地点を設定すること。

- 3 その他 本事業の実施に当たっては、各種法令等を遵守するとともに環境保全に配慮し、必要に応じて関係行政機関と十分に協議を行うこと。

 争議行為の通知公告

労働関係調整法(昭和21年法律第25号)第37条第1項の規定に基づき、大津赤十字病院労働組合執行委員長 中小路貴子から令和2年10月23日付けで2020秋年末(職場)要求に関し争議行為を行う旨の通知があったから、次のとおり公表する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 事件 大津赤十字病院および日本赤十字社と大津赤十字病院労働組合との間における争議行為
- 2 日時 令和2年11月3日以降要求貫徹に至るまでの期間
- 3 場所 大津赤十字病院の構内または職場
- 4 概要 あらゆる形の争議行為を実施する。

県営土地改良事業変更計画決定公告

県営野洲川沿岸中流地区農業用水再編対策事業については、土地改良法(昭和24年法律第195号)第88条第1項の規定に基づき土地改良事業計画を令和2年10月19日に変更したので、同条第6項において準用する同法第87条第5項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 縦覧に供する書類 県営野洲川沿岸中流地区農業用水再編対策事業変更計画書の写し
- 2 縦覧場所 滋賀県甲賀農業農村振興事務所田園振興課、甲賀市産業経済部農村整備課および湖南市建設経済部産業振興戦略局農林保全課
- 3 縦覧期間 令和2年10月30日から令和2年12月1日まで
この処分について不服のある者は、滋賀県知事に対して書面により令和2年12月16日までに審査請求をすることができる。

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(基本図データ更新)
- 2 作業の地域 草津市全域
- 3 作業の期間 令和2年10月26日から令和3年2月26日まで

公共測量実施公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、測量計画機関である滋賀県知事 三日月 大造から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 作業の種類 公共測量(用地測量)
- 2 作業の地域 長浜市木之本町杉本、長浜市木之本町杉野、長浜市余呉町上丹生、長浜市余呉町下丹生
- 3 作業の期間 令和2年11月2日から令和3年4月10日まで

都市計画変更の図書の写しの縦覧公告

近江八幡市が令和2年10月30日に変更した近江八幡八日市都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県東近江土木事務所管理調整課 東近江市八日市緑町7番23号

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
犬上郡豊郷町大字高野瀬723番地1 有限会社戸田運送 代表取締役 戸田裕二	愛知郡愛荘町蚊野外字金剛寺野10番	15,514.77㎡	令和2.10.23	6551

一般競争入札の公告

琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和2年度第G S 55-15号琵琶湖流域下水道湖南中部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容 汚泥焼却設備(120 t 炉2基)における以下の業務一式
 - ア 施設運転・管理業務
 - イ 設備保守点検整備業務
 - ウ 調達業務
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 滋賀県南部流域下水道事務所 草津市矢橋町宇帰帆2108番地

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準およびその他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:上下水道施設等管理 小分類:上下水道施設運転維持管理)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- (7) この公告の日の前日から起算して前5年以内の期間に、次のアおよびイに掲げる要件を満たす業務を単独また

は共同企業体の代表者(共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者をいう。)として元請契約し、履行した実績を有すること。ただし、アおよびイをそれぞれ別契約として履行した実績を含む。

ア 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場における、汚泥処理能力が60t/日以上の汚泥焼却設備(循環式流動焼却炉に限る。以下同じ。)に関する1年以上の維持管理(保守点検および運転操作監視)業務

イ 汚泥焼却設備に関する定期点検整備業務(炉本体および排ガス系統を開放し、内部の清掃・点検とともに、主要機器の分解整備を定期的に行うもので、汚泥焼却炉の耐火物補修を含むこと。)

(8) 次の各号に掲げる技術者の区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者(入札に参加する者と直接的かつ恒常的な雇用関係がある者に限る。)を本業務にそれぞれ専任で配置できること。

ア 総括責任者(1名) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有し、かつ、下水道施設における汚泥焼却炉の維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する5年以上の実務経験を有すること。

イ 副総括責任者(1名以上) 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、下水道施設における汚泥焼却炉の維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する3年以上の実務経験を有すること。

ウ 主任(1名以上) 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、下水道施設における汚泥焼却炉の維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する2年以上の実務経験を有すること。

3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)および制限付き一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(1) 提出方法

ア 期間 令和2年10月30日(金)から同年11月20日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 方法 14に示す場所に持参すること。郵送も可とする(書留郵便に限る。)

(2) 資格確認資料の内容 資格確認資料は、次のとおりとする。

ア 業務委託実績調書

イ 配置予定技術者の資格・業務経歴書

ウ 下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていることが確認できる書類

エ 誓約書

(3) 資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和2年12月2日(水)までに制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。

(4) その他 資格確認申請書および資格確認資料の作成および提出に要する費用は、入札に参加を希望する者の負担とし、提出された書類は返却しない。

4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和2年12月3日(木)から同月7日(月)までの間に郵便または持参により14に示す場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる(ファクシミリおよび電子メールによるものは受け付けない。)

なお、この場合は、説明を求めた者に対して書面により令和2年12月14日(月)までに回答する。

5 入札執行の日時、場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所 滋賀県南部流域下水道事務所 草津市矢橋町字帰帆2108番地

(2) 契約条項を示す期間 令和2年10月30日(金)から同年12月15日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

(3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、下水道課電子メールアドレス(dd00@pref.shiga.lg.jp)宛てに、メール表題を「令和2年度第G S 55-15号業務委託に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。下水道課において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。

(4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

(5) 入札および開札の日時および場所

ア 日時 令和2年12月16日(水)午後1時30分

イ 場所 滋賀県大津合同庁舎3階入札室 大津市松本一丁目2番1号

(6) 郵便(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限

ア 日時 令和2年12月15日(火)午後4時までにイに示す場所に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

6 入札方法等

(1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札金額内訳書の提出 入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書を入札書と同封し提出すること。なお、郵便による入札にあつては、入札書と同封し送付すること。

7 保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則の規定による。

8 契約書作成の要否 要

9 郵便による入札の可否 可

10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であつて、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 支払条件

(1) 前金払 なし

(2) 部分払 あり

13 契約手続において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

14 担当部課 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213

FAX 077-528-4908

15 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書および入札金額内訳書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手続要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することができる。

(5) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

(6) その他 詳細は、入札説明書等による。

16 Summary

(1) Nature of services required: Operation and maintenance of incineration furnace at Konan-Chubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System

(2) Application submission deadline: 4:00 p.m. November 20, 2020

(3) Bid submission deadline: 1:30 p.m. December 16, 2020 (Deadline for bid submitted by mail: 4:00

p. m. December 15, 2020)

- (4) For further information, contact : Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan, TEL 077-528-4213

一般競争入札の公告

琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務委託契約について、次のとおり特定調達契約に係る制限付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。)第167条の6の規定により公告する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名および数量 令和2年度第G E 55-16号琵琶湖流域下水道東北部浄化センター汚泥焼却設備維持管理業務委託 一式
- (2) 委託業務の内容 汚泥焼却設備(110 t 炉1基)における以下の業務一式
 - ア 施設運転・管理業務
 - イ 設備保守点検整備業務
 - ウ 修繕業務
 - エ 調達業務
- (3) 履行期間 令和3年4月1日から令和6年3月31日まで
- (4) 履行場所 滋賀県北部流域下水道事務所 彦根市松原町1550番地

2 入札に参加する者に必要な資格 次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 施行令第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則(昭和51年滋賀県規則第56号)第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準およびその他の滋賀県の機関が定める入札参加停止等の基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 入札参加者に必要な資格等(令和2年滋賀県告示第30号)に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次に示す営業種目の希望順位が第1位、第2位または第3位のいずれかに登録されている者であること。

営業種目(大分類:役務 中分類:上下水道施設等管理 小分類:上下水道施設運転維持管理)

なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、申請は随時受け付けるが、審査および登録に時間を要するため、申請の時期によってはこの公告に係る入札の手続に間に合わないことがある。

滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4314

- (5) 次のアからオまでのいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てがなされている者
 - イ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者
 - ウ 破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てがなされている者
 - エ 会社法(平成17年法律第86号)に基づく特別清算開始の申立てがなされている者
 - オ 銀行取引停止処分がなされている者
- (6) 下水道処理施設維持管理業者登録規程(昭和62年建設省告示第1348号)第2条に規定する下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていること。
- (7) この公告の日の前日から起算して前5年以内の期間に、次のアおよびイに掲げる要件を満たす業務を単独または共同企業体の代表者(共同企業体の構成員のうち出資比率が最大の者をいう。)として元請契約し、履行した実績を有すること。ただし、アおよびイをそれぞれ別契約として履行した実績を含む。
 - ア 下水道法(昭和33年法律第79号)第2条第6号に規定する終末処理場における、汚泥処理能力が55 t/日以上の汚泥焼却設備(循環式流動焼却炉に限る。以下同じ。)に関する1年以上の維持管理(保守点検および運転操作監視)業務
 - イ 汚泥焼却設備に関する定期点検整備業務(炉本体および排ガス系統を開放し、内部の清掃・点検とともに、主要機器の分解整備を定期的に行うもので、汚泥焼却炉の耐火物補修を含むこと。)
- (8) 次の各号に掲げる技術者の区分に応じ、当該各号に定める要件を全て満たす者(入札に参加する者と直接的か

つ恒常的な雇用関係がある者に限る。)を本業務にそれぞれ専任で配置できること。

ア 総括責任者(1名) 下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第15条の3に規定する資格を有し、かつ、下水道施設における汚泥焼却炉の維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する5年以上の実務経験を有すること。

イ 副総括責任者(1名以上) 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、下水道施設における汚泥焼却炉の維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する3年以上の実務経験を有すること。

ウ 主任(1名以上) 下水道法施行令第15条の3に規定する資格を有し、かつ、下水道施設における汚泥焼却炉の維持管理(保守点検または運転操作監視)業務に関する2年以上の実務経験を有すること。

- 3 入札に参加する者に必要な資格を有するかどうかの審査の申請書類等 この入札に参加を希望する者は、入札説明書において示す制限付き一般競争入札参加資格確認申請書(以下「資格確認申請書」という。)および制限付き一般競争入札参加資格確認資料(以下「資格確認資料」という。)を次のとおり提出し、制限付き一般競争入札参加資格の確認を受けなければならない。また、提出した書類に関し、担当者から説明を求められた場合は、これに応じるものとする。

(1) 提出方法

ア 期間 令和2年10月30日(金)から同年11月20日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

イ 方法 14に示す場所に持参すること。郵送も可とする(書留郵便に限る。)

(2) 資格確認資料の内容 資格確認資料は、次のとおりとする。

ア 業務委託実績調書

イ 配置予定技術者の資格・業務経歴書

ウ 下水道処理施設維持管理業者登録簿に登録されていることが確認できる書類

エ 誓約書

- (3) 資格確認通知 入札参加資格の有無を確認した者に対し、令和2年12月2日(水)までに制限付き一般競争入札参加資格確認結果通知書を送付する。

- (4) その他 資格確認申請書および資格確認資料の作成および提出に要する費用は、入札に参加を希望する者の負担とし、提出された書類は返却しない。

- 4 入札参加資格がないと認められた者に対する理由の説明 入札参加資格がないと認められた者は、滋賀県に対して入札参加資格がないと認めた理由(欠格理由)について、任意の様式による書面を令和2年12月3日(木)から同月7日(月)までの間に郵便または持参により14に示す場所へ提出した場合に限り、説明を求めることができる(ファクシミリおよび電子メールによるものは受け付けない。)

なお、この場合は、説明を求めた者に対して書面により令和2年12月14日(月)までに回答する。

5 入札執行の日時、場所等

- (1) 契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所 滋賀県北部流域下水道事務所 彦根市松原町1550番地

- (2) 契約条項を示す期間 令和2年10月30日(金)から同年12月15日(火)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の午前9時から午後4時まで(正午から午後1時までを除く。)

- (3) 入札説明書等の交付方法 入札説明書等は(1)に示す場所において交付する。また、電子メールによる交付も可能とする。この場合、下水道課電子メールアドレス(dd00@pref.shiga.lg.jp)宛てに、メール表題を「令和2年度第GE55-16号業務委託に関する入札説明書等交付請求」とし、メール本文に、法人等の名称、担当者の所属および氏名、連絡先電話番号、FAX番号ならびにメールアドレス(以下「送付先アドレス」という。)を記載した電子メール(以下「請求メール」という。)を送信すること。下水道課において請求メールを受信した後、送付先アドレス宛てに入札説明書等を送信する。なお、郵送による交付は行わない。

- (4) 入札説明会の日時および場所 行わない。

- (5) 入札および開札の日時および場所

ア 日時 令和2年12月16日(水)午後3時

イ 場所 滋賀県大津合同庁舎3階入札室 大津市松本一丁目2番1号

- (6) 郵便(書留郵便に限る。)による入札書の受領期限

ア 日時 令和2年12月15日(火)午後4時まで(イ)に示す場所に到着したものに限り受け付ける。

イ 提出先 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号

6 入札方法等

- (1) 入札執行については、滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手続等に関する規則(平成7年滋賀県規則

第92号)の規定によるものとする。

(2) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額)をもって落札金額とするので、入札参加者またはその代理人は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札金額内訳書の提出 入札書に記載される入札金額に対応した入札金額内訳書を入札書と同封し提出すること。なお、郵便による入札にあつては、入札書と同封し送付すること。

7 保証金

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 滋賀県財務規則および滋賀県特定調達契約の手續等に関する規則の規定による。

8 契約書作成の要否 要

9 郵便による入札の可否 可

10 入札の無効 次のいずれかに該当する場合は、入札を無効とする。

(1) 滋賀県財務規則第199条の規定に該当する入札

(2) 虚偽の申請を行った者のした入札

11 落札者の決定方法 滋賀県が認めた入札参加者であつて、滋賀県財務規則の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

12 支払条件

(1) 前金払 なし

(2) 部分払 あり

13 契約手續において使用する言語および通貨 日本語および日本国通貨

14 担当部課 滋賀県琵琶湖環境部下水道課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-4213 FAX 077-528-4908

15 その他必要事項

(1) 代理人が入札する場合は、入札書と同時に委任状を入札執行者に提出しなければならない。なお、この場合の入札書および入札金額内訳書には、委任状の代理人欄に記載されたとおりの住所および氏名を記入し、同じ印を押印すること。

(2) 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の入札がないときは、再度の入札を行うことがある。なお、無効の入札をした者は、再度の入札に参加することができない。

(3) 落札者は、落札決定の日以後7日以内に契約書を契約担当者に提出しなければならない。

(4) 入札参加者は、滋賀県特定調達に関する苦情の処理手續要綱(平成8年滋賀県告示第80号)に基づき当該調達に関する苦情申立てをすることができる。なお、当該調達に関する苦情申立てがあつた場合は、滋賀県特定調達苦情検討委員会からの要請または提案により、契約の締結もしくは執行を停止し、または契約を解除することがある。

(5) 入札参加停止措置期間中の者への下請負等の禁止 入札参加停止の措置期間中の者に、契約の全部または一部を下請負させ、または再委託することはできない。

(6) その他 詳細は、入札説明書等による。

16 Summary

(1) Nature of services required: Operation and maintenance of incineration furnace at Tohokubu Water Reclamation Plant in Lake Biwa Sewerage System

(2) Application submission deadline: 4:00 p.m. November 20, 2020

(3) Bid submission deadline: 3:00 p.m. December 16, 2020 (Deadline for bid submitted by mail: 4:00 p.m. December 15, 2020)

(4) For further information, contact: Sewerage Division, Department of Lake Biwa and the Environment, Shiga Prefectural Government 4-1-1 Kyomachi, Otsu City, Shiga 520-8577 Japan, TEL 077-528-4213

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手續の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

令和2年10月30日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 落札に係る物品等または特定役務の名称および数量 びわこモーターボート競走場における入金機管理業務委託一式
- 2 契約に係る事務を担当する課等の名称および所在地 滋賀県総務部事業課 大津市茶が崎1-1 電話 077-522-1122
- 3 落札者を決定した日 令和2年9月16日(水)
- 4 落札者の氏名および住所 総合警備保障株式会社滋賀支社 大津市本宮二丁目37番4号
- 5 落札金額 35,120,800円(消費税および地方消費税を含む。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 令和2年8月7日(金)

健康福祉事務所告示

滋賀県湖東健康福祉事務所告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の指定障害福祉サービス事業者として指定した者のうち、次の者から事業所の所在地変更の届出があった。

令和2年10月30日

滋賀県湖東健康福祉事務所長 小林 靖 英

事業所の名称	事業所の旧所在地	事業所の新所在地	名称	指定障害福祉サービスの種類	事業所番号	変更年月日
ヘルプもあ	彦根市賀田山町522-2	彦根市大藪町2638番地	社会福祉法人ひかり福祉会	居宅介護 重度訪問介護 行動援護	2510200450	令和2.10.10

土木事務所公告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法(昭和43年法律第100号)第36条第1項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第2項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

令和2年10月30日

滋賀県東近江土木事務所長 平松 良 哉

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
蒲生郡日野町大字山本564番地2 井上祥	蒲生郡日野町大字山本字梅木塚567番1	256.0㎡	令和2.10.23	000538